自己点検・評価報告書

（ 令 和 7 年 度 ）

「専修学校における学校評価ガイドライン」(改訂版)対応

学校法人名：　　学校法人野又学園

学　校　名：　　函館看護専門学校

◆修学支援新制度の認定　　有☑　　無□

◆大学院入学資格（高度専門士）が付与される専門課程　　有□　　無☑

◆外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定　　有□　　無☑

◆職業実践専門課程の認定　　有☑　　無□

認定課程名称：医療専門課程　看護科

自己点検評価の実施にあたり

本校は、昭和３０年４月学園の創立者であり初代学院長である野又貞夫先生が女子にも一定の職業教育を授け、立派な専門職業人となる事を目的に函館保母養成専門学院・夜間部を開校致しました。

その後、昼間部や歯科衛生士科の設置、平成元年４月看護科を開設し３つの科を併設する函館医療保育専門学校として運営してきました。その後、各科の専門性の充実をはかるために平成２２年校名を函館看護専門学校とし、現在に至ります。

本学園では「学校法人野又学園自己点検評価規程」において毎年、自己点検評価報告書を作成し、理事会に報告したのちホームページで公開することとしています。本校では、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」「看護師養成施設指導調査確認表」などを参照しつつ、令和元年の自己点検・自己評価を実施しました。「令和３年度自己点検・自己評価報告書」を提出するにあたり、前年度の自己点検・評価を基に、現在本校が行っている職業教育が、社会的ニーズに適応しているかなどを、検証しながら進めてまいりました。

地域で必要としている人材育成に適う教育を行うため、学校関係者評価委員会や教育課程編成委員会を通じて地域の意見を聴取し、教育の改善に努めています。このような取り組みを評価され、令和元年度には、職業実践専門課程として選定されました。

看護基礎教育は、一人の看護師の看護実践の基礎的能力をなす重要な教育であります。そして、看護は時代の変化や国民のニーズに合わせて、質の高い医療を提供する責務があります。

また、令和４年度からスタートした新カリキュラムでは、看護師教育の内容の充実を図りつつ、各養成施設の教育理念・教育目標に基づいて、各学校が特色のある教育を展開することが期待されています。看護師を目指す学生と、看護師を必要とする地域社会をつなぐ大切な役割を認識し、自己点検・評価による教育改善を不断に行ってまいります。

令和８年５月１日

函 館 看 護 専 門 学 校

校 長　野又　淳司

学校法人野又学園　函館看護専門学校　令 和 7 年 度

自 己 点 検 ・ 評 価 報 告 書

目次

【項目１】教育理念・目的・目標 1

（1）状況説明 1

（2）課題及び今後の改善方策 2

（3）特記事項（優良な取組等） 2

【項目 2】教育課程、教育の実施、学修成果 2

（1）状況説明 3

1. 教育課程の編成と授業科目 3

2. 教育の実施 4

3. 単位・卒業認定 4

4. 学修成果目標の達成 5

（2）課題及び今後の改善方策 6

（3）特記事項（優良な取組等） 7

【項目 3】学生の受け入れ学生支援 7

（1）状況説明 9

1.学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理 9

2. 自主的な学習の促進に対する支援 10

3. 多様な学生に対する支援 10

4. 学生生活に関する支援 11

（2）課題及び今後の改善方策 14

（3）特記事項（優良な取組等）……15
【項目 4】教育実施組織・教員……16
（1）状況説明……17
1. 教員の配置、募集、採用……17
2. 教員の組織編制等……17
3. 教員の資質の向上……18
（2）課題及び今後の改善方策……19
（3）特記事項（優良な取組等）……20
【項目 5】教育環境……20
（1）状況説明……21
1. 教育環境の整備……21
2. 安全対策、防災組織……21
3. 施設・設備等の点検、改善等……22
（2）課題及び今後の改善方策……22
（3）特記事項（優良な取組等）……22
【項目 6】教育活動の基盤と改善・向上の取組……23
（1）状況説明……24
1. 中期事業計画と財務基盤……24
2. 学校運営……25
3. 学校評価の実施と改善活動……25
（2）課題及び今後の改善方策……26
（3）特記事項（優良な取組等）……26
エビデンス一覧……27

函館看護専門学校　R7 年度　自己点検評価表

評価基準　評価 3（基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている場合
評価 2（基準をおおむね満たす場合）
評価 1（基準を満たしておらず改善が必要な場合）

【項目 1】教育理念・目的・目標

小項目	評価の基準	自己点検評価結果	エビデンス等
1 教育理念、目的及び目標	教育理念等を踏まえ、当該専門学校としての目的及び目標を明確に設定し、養成する人材像を明確にしていること。	3	C-01 学園訓 C-02 学則・学則運用細則 H-05 入学ガイダンス資料

(1) 状況説明

学校法人野又学園の建学の精神は、学園訓 3 か条「報恩感謝」「常識涵養」「実践躬行」を具体的信条として知・情・意を高度にして円満に発達させる真の学問追究をすることである。学園訓 3 箇条（教育理念）については、学生・保護者・教職員に対し学生便覧の他、所属長が行事や授業の中で触れるなどし、機会を捉えて継続的に説明し理解を求めている。また、教育理念・教育目的・教育目標については、学生便覧にも明記し、入学オリエンテーション時には『養成する人材像』を学生に説明し、意識付けしている。以下に教育理念、教育目的、教育目標を記す。

【教育理念】
学校法人野又学園の建学の精神は、学園訓 3 か条「報恩感謝」「常識涵養」「実践躬行」を具体的信条として知・情・意を高度にして円満に発達させる真の学問追究をすることである。【学校法人野又学園寄附行為第 3 条】

【教育目的】（養成する人材像）
建学の精神に基づいて本校の使命・目的がある。本校は、平成元年に函館医療保育専門学校看護婦科として保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づいて設立された。その後、平成 22 年から函館看護専門学校として単独校になった現在においても、建学の精神に基づいて、看護師に必要な専門的知識、技術、人間性を習得し、地域における保健医療福祉の向上に貢献できる職業人を育成することを目的としている。

【教育目標】（ディプロマポリシーに相当、卒業生の特性）
1. 人間愛と豊かな感性を育み、看護の対象となる人間に対して関心を持ち、コミュニケーション能力を身に着け、対象の個別性・多様性を考慮した看護を行うことができる。
2. 看護学の基本となる専門知識と技術を習得し、科学的根拠に基づき健康の維持・増進・疾病の予防および健康回復に向けての看護を計画的に実践することができる。
3. 自らの専門職に対する誇りと責任感を持ち、看護師としての役割および独自の機能を果たすために、自律し自己研鑽し続けることができる。
4. 医療人としての教養に基づく倫理観をもち、生命の大切さを重んじ、相手に対して思いやりを持ち誠実な態度で関わるとともに、看護する喜びを感じることができる。
5. 地域社会や国際社会の動向を踏まえ、保健・医療・福祉にかかわる多様な職種と連携する意義を理解し、協力関係を築くことができる。

(2) 課題及び今後の改善方策

教育目標については、学年毎の到達目標を設定し学生便覧に掲示している。また、卒業時に自己評価も実施しているが、学生自身の主体的な理解と意識の醸成については、なお一層の充実が求められており、今後は教育効果の向上を図る観点から、各学年終了時の中間評価の実施についても検討していく。

(3) 特記事項（優良な取組等）

1. 本校は令和２年３月に認可職業実践専門課程として認定されているが、認可に必要な「学校関者評価委員会」は年１回実施し、教育理念、目的及び目標等の評価を得る機会を設けている。
2. 令和４年度のカリキュラム改変前の令和３年６月には、就職後２年目の卒業生・就職先を対象に、「卒業後の教育目標到達度調査」を実施し、教育目標の到達度を調査・分析し、基礎看護教育や時代のニーズに応じた新たな教育目標を策定した実績がある。

【項目 2】教育課程、教育の実施、学修成果

小項目	評価の基準	自己点検 評価結果	エビデンス等
1 教育課程の編成と授業科目	学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な教育課程編成、実施方針を作成した上で、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。	3	A-01 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（以下「指定規則」） C-02 学則・学則運用細則 D-05 カリキュラム編成会議議事録 D-06 教育課程編成委員会議事録 F-02 シラバス、 F-03 カリキュラムマップ G-04 実習技術経験録
2 教育の実施	①授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習または実技など、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、成績評価基準に基づき成績評価を行っていること。	3	A-01 指定規則 C-02 学則（成績評価基準） C-03 GPA 制度に関する規定 F-02 シラバス F-03 カリキュラムマップ F-07 ｅテキスト
	②企業と連携した、実習、実技、実験または演習等（以下「実習・演習等」という）の授業を行っていること。教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に設定していること。	3	A-01 指定規則 C-02 学則（成績評価基準） F-02 シラバス F-03 カリキュラムマップ F-06 教務日誌 G-01 実習要綱 G-02 実習指導者会議議事録 G-03 実習指導者交流会要項 K-01 実習指導者交流会アンケート

3 単位・卒業認定	学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針(資格･免許等を含む修得させる職業能力を含む)を学科･コースごとに定め、当該方針に基づき卒業の認定をしていること。	3	A-01 指定規則 C-02 学則（授業科目履修規定） C-03 GPA 制度に関する規定（成績評価に関する規定） D-04 卒業認定会議資料、議事録 F-01 教育目的（ディプロマポリシー） F-02 シラバス
4 学修成果目標の達成状況	①卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力を含む資質能力の修得（資格・免許等の取得や知識・技術・技能の修得含む）についての目標を定め、その目標が達成できていること。	3	A-01 指定規則 C-02 学則（授業科目履修規定） D-04 卒業認定会議資料、議事録 F-01 教育目的（ディプロマポリシー） F-02 シラバス I-01 看護師国家試験合格率 I-02 看護師国家試験合格者リスト I-03 学年末試験結果
	②学生が望む進路の実現に関する目標を定め、その目標が達成できていること。	3	A-01 指定規則 F-01 教育目的（ディプロマポリシー） I-05 就職・進学先一覧表 K-02 卒業時アンケート

(1) 状況説明

1. 教育課程の編成と授業科目

教育課程は、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」（以下「指定規則」）に則って編成している。令和 4 年度の新カリキュラム編成の際には、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）の改訂を行い、それに伴い教育課程の変更を行った。変更内容等の詳細は以下に記載する。また、カリキュラムの変更に伴い、原級留置等で科目や授業時間数が変更した学生については不利益にならないよう、補講や単位の読み替えを行っている。

【教育課程編成・実施の方針】（カリキュラム・ポリシー）

1. 教育目標を達成するため、科目履修や行事を通して、看護学の基盤となるさまざまな知識と技術、学びを基礎から専門･応用へと段階的に積み上げられるよう、カリキュラムを配置する。
2. 事例や演習・グループワークなど能動的学修を全ての授業に取り入れる。
3. 看護の対象となる人間に関心を持ち、コミュニケーション能力を身につけるため、臨地実習以外の授業や行事において、地域の方々と触れ合う機会をつくる。
4. 看護専門職としての意識を高めるよう初年度教育を行い、自己の看護観を段階的に確立するようカリキュラムを配置する。
5. 臨地実習では、対象の個別性・多様性や多職種協働を理解するために、多様な病院・施設の確保を行い、実際に体験できるようにする。
6. 地域社会や国際社会に目を向け看護の動向を学び、保健医療福祉における看護師の役割や多職種連携の重要性を学ぶため、地域看護や国際看護、災害看護の科目を配当する。

【令和 4 年度新カリキュラム導入による教育課程の主な変更内容】

1. 授業区分及び授業時間数の見直しを行い、科目ごとに適切に配当した。併せてカリキュラムマップを作成し可視化することで教育課程の体系性および系統性・段階性を確保した。
2. 新設科目として、初年次教育および社会人基礎力育成を目的としたキャリア教育科目や総合形態機能学など基礎分野を横断的に学ぶ科目を配置した。また、専門基礎分野の整理と内容拡充を行い、看護技術やコミュニケーション能力の向上、および地域連携を重視したフィールドワーク等の科目を新設するとともに、学生が主体的に学び自主性を育めるよう PBL（課題解決型学習）や OSCE を導入した。
3. 臨地実習については、教育効果を考え実習時間の見直しを行い、段階的に 1 単位 30 時間へ移行している。令和 7 年度入学生より実習時間を削減し、実習を想定したシミュレーション教育やリフレクション学習を充実させていき、ゆとりをもって熟考する時間を確保するとともに、知識・技術の定着をはかる。（表 1【臨地実習単位・時間数変更一覧】参照）

2. 教育の実施

2－① シラバスは、授業科目ごとに授業計画・到達目標・成績評価基準を示し、令和 7 年度より入学オリエンテーション時に学生に電子配布を行っている。さらに、授業形態、授業内容や成績評価の方法、教材を詳細に表すと共に、教育課程における各領域の総単位数当たりの単位数、及び臨地実習・学内実習等の単位時間、単位数の総授業時数に占める割合を具体的に記入している。シラバスは毎年内容の修正・確認を行い更新している。成績評価に関しては、令和 5 年度から GPA 制度を導入し、学修成果の指標および進級要件とした。過去の GPA 値を分析することで、早期から国家試験を想定した指導を行えるようになった。（表 2【看護師国家試験合格率】参照）また、令和 6 年度入学生より iPad を導入し、教科書についても冊子体から e テキスト（系統看護学講座 OWL-K 全 70 巻）へ移行した。これに伴い、従来副読本として使用していた看護学辞書や薬のハンドブック、国家試験対策テキスト等についても全面的に見直しを行い、内容や目的に照らして適切な教材を選定し導入した。

2－② 臨地実習については、教育目標の達成には実習先との連携が不可欠であり、各領域の実習要項を作成し、臨床指導者会議で詳細を説明している。会議では、学生の指導で共通認識すべき問題や解決方法についても話し合われている。また、臨地実習指導者の協力のもと技術経験録を用いて技術到達度を確認している。適切な配当時期に応じた技術到達度の指針が明確になり自己評価も容易になった。さらに、令和 5 年度から年 1 回臨床指導者交流会を開催し、現代の学生像の理解、効果的な指導方法について情報を共有し、学生指導に役立たせている。

3. 単位・卒業認定

本校は指定規則に則り、教育目標（ディプロマポリシーに相当、卒業生の特性）が定められている。また、教育目標達成向けて、各授業科目では授業目標が設定され、評価方法を定めシラバスに記載している。これらに基づき、授業の担当教員が科目ごとに評価し、単位不認定の判断を要するものは教務会議の議を経て教員間で検討している。最終的な卒業認定は成績判定会議にて行われる。単位不認定により原級留置となる学生や、今後の学習に不安のある学生については、担任や校長らによる面談を行っている。必要に応じて、校長名の文書にて通達あるいは警告する場合もある。一方で学生の諸事情にも配慮している。講義および臨地実習における科目の出席時間数が 80%を下回ると、試験を受けることができない規則となっているが、補講も適宜行っている。また、追試験、再試験も学則に基づいて実施しており、再試験によって救済されている学生も少なくない。

4. 学修成果目標の達成

4－① 教育目標（ディプロマポリシーに相当、卒業生の特性)、カリキュラムポリシー・アドミッションポリシーおよび教育環境、教育方法の検証と改善を行うため、以下のとおりアセスメントポリシーを定め、学習成果の達成度について評価している。

【教育の検証・評価の方針（アセスメント・ポリシー)】

1．学生個人レベルの学修成果の評価
シラバスで到達目標と評価基準を明記するとともに､学校は組織的にシラバスの妥当性や成績評価の分布を検証する。

2．教育課程レベルの教育成果の評価
教育目標に基づき学年末に科目横断の進級試験を行い、各専門領域の到達度を把握する。

3．機関レベルの教育成果の評価
臨地実習先や就職先からのヒアリング･国家試験を通じて､他の看護師養成施設と比較した本学の学生の到達度を客観的に把握する。

【看護師国家資格の取得状況】

令和 3～5 年度と全国合格率を下回っていたが、新カリキュラム改正時の教育課程見直しにより、新カリキュラム導入後の学生から、全国平均を上回る結果となっている。今後も全,国模擬試験、学習アプリ等の活用や、効果的な学習が行えるようカリキュラムの見直しを継続的に行っていく必要がある。(表 2【看護師国家試験合格率】参照)

4－② 就職・進学状況については、自主性の涵養と、就職後に生じ得るリアリティショックの軽減を目的として、令和 6 年度より就職説明会は終了し、各医療機関のインターンシップ参加後に就職希望先を定める方式へ改めた。また、2 年次より担任面接および副校長面接を実施し、進路選択を支援している（表 2【就職者内訳】参照)。

就職状況であるが、学生は実習先への就職を選択することが多く、実習を通じて職場像を具体化したうえで意思決定する傾向がうかがえる。

求人情報は求人票ファイルとして毎年整備し、学生が随時閲覧できる体制としている。さらに市内・道内外の医療機関から看護部長等が来校し募集を行う機会や、校長（副校長）が病院に挨拶に行き、卒業生・実習状況について情報を得られる機会も多く、学校と医療機関が緊密に情報を共有できている。また、令和 7 年度卒業生の就職・進学相談に関しての調査においては､「卒業後の進路は希望に沿ったものでしたか」の設問に､「非常に満足」35%､「満足」52%､「まあまあ満足」13%､「あまり満足ではない」0%､「全く満足ではない」0%という結果となり、満足度が高い結果となっている。(表 3【就職者内訳】参照)

表 1【臨地実習単位・時間数変更一覧】

	実習名	旧（単位・時間）R6 年度入学生	新（単位・時間）R7 年度入学生
1 年	基礎看護実習	3 単位（135 h）	3 単位（90 h）
2・3 年	地域・在宅看護実習	在宅看護実習：2 単位（60 h）	地域・在宅看護実習 2 単位（60 h） ※名称変更　単位・時間変更なし
2 年	成人看護実習	6 単位（270 h）	6 単位（180 h）
2・3 年	老年看護実習	4 単位（120 h）	3 単位（90 h）
3 年	小児看護実習	2 単位（60 h）	変更なし
3 年	母性看護実習	2 単位（60 h）	変更なし
2・3 年	精神看護実習	3 単位（90 h）	変更なし
3 年	統合実習	2 単位（90 h）	2 単位（60 h）
合　　計		24 単位（885 h）	23 単位（690 h）

表 2【看護師国家試験合格率】

	本校合格率	全国合格率	備考
平成 30 年度（１０８回）	９０．９％	８９．３％	
令和元年度（１０９回）	１００．０％	８９．２％	
令和２年度（１１０回）	９７．１％	９０．４％	
令和３年度（１１１回）	８８．９％	９１．３％	
令和４年度（１１２回）	８２．１％	９０．８％	新カリキュラム１年次導入
令和５年度（１１３回）	７５．９％	８７．８％	
令和６年度（１１４回）	９２．１％	９０．１％	新カリキュラム履修学生
令和７年度（１１５回）	９３．９％	８８．３％	新カリキュラム履修学生

表 3　[就職者内訳]

	卒業生数	内定者	就職者	進学	本校国試合格者・率	実習病院	実習病院以外
平成 30 年度	４４	４２	４２	2	４０（９０．９%）	２２	２０
令和１年度	４７	４５	４５	2	４７（１００%）	３４	１１
令和２年度	３４	３２	３２	2	３３（９７．１%）	２６	6
令和３年度	３６	３４	３４	1	３２（８８．９%）	１７	１７
令和４年度	２８	２７	２７	1	２３（８２．１%）	１７	１０
令和５年度	２９	２９	２８	0	２２（７５．７）	２１	7
令和６年度	３８	３８	３６	0	３５（９２．１%）	２５	１１
令和７年度	３３	３３	３３	0	３１（９３．９%）	２３	8

(2) 課題及び今後の改善方策

1. 教育課程を実施するにあたり、然るべき知識と教育能力を有する教員を確保し、学生の学習効率を考慮した時間割を作成していく必要がある。しかし、非常勤講師を担う医師・看護師においては、時間的余裕がない状況となっており、講師の日程確保の都合上、配当時期が変動する場合があり、配当時期の修正・見直しは今後も継続した課題である。
2. 令和 6 年度より専任教員の授業において、学生の授業評価を実施している。一方で、教員は生活指導や臨地実習指導等の業務負担が大きく、教員全体でのカリキュラム検討は十分に行えていない。今後は FD を充実させるとともに、カリキュラムを精選し、教育効果が高まるような

配当、質を重視した教育課程の編成が必要である。

3. 実技・実習評価に関しては、評価基準を設けて実施し、一部の事例等ではルーブリック評価を導入しているが、目標に対し学生の到達度が明確化しやすいような成績評価基準の設定が課題である。
4. 国家試験に向けての学習に関しては、学生は過密スケジュールのためか取り組みが遅い傾向が見受けられる。

(3) 特記事項（優良な取組等）

1. 令和 4 年度の新カリキュラム施行の際に、授業内容・授業形態、教材、成績評価について見直す機会となり、結果、シラバスの整備や教育内容の充実につながった。令和 7 年度からは、 e テキストの導入、シラバスの電子的な配布を行い、学生が授業内容・評価について確認しやすく利便性が向上した。
2. 令和 2 年 3 月に本校は「認可職業実践専門課程」として認可されて以来、「学校関係者評価委員会」は年 2 回継続実施しており、教育課程について外部の有識者からの意見をいただきカリキュラムに反映している実績がある。令和 7 年度は、令和 7 年 8 月 25 日、令和 8 年 3 月 26 日に実施している。
3. 令和 4 年度の新カリキュラムに向けて、教育目標およびカリキュラム・ポリシーを改訂し、学年到達目標を設定したうえで、卒業時の自己評価や卒業後・就職先からの評価を実施し、結果を教育課程および教育内容の改善に反映した。次回は、令和 8 年 6 月に実施予定である。
4. 地域在宅看護援助論（認知症カフェ、地域フィールドワーク）は、地域との連携を図り、様々な年代の方とのコミュニケーションを図れる機会に繋がった。特に、奥尻町離島フィールドワークにおいては、受講後の学生アンケートにおいても、「とても価値がある」「価値がある」と答えた学生が令和 6 年度は 97%、令和 7 年度は 100%を占めており、看護師を目指す意欲を高める貴重な経験になっている。

【項目 3】学生の受け入れ学生支援

小項目	評価の基準	自己点検 評価結果	エビデンス等
1 学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理	①入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、合否を決定していること。	3	C-02 学則 C-05 入試面接評価表 D-03 入試判定会議資料 E-01 アドミッションポリシー E-02 入試規定(学則・細則) E-03 入学試験実施要項 E-04 入学者選考基準 H-08 修学支援制度説明書・確認申請書
	②学生の受け入れは、入学定員に基づき適正に行っていること。	3	A-04 学校基本調査 C-02 学則 E-01 アドミッションポリシー E-02 入試規定（学則・細則） E-03 入学試験実施要項 E-04 入学者選考基準

2 自主的な学習の促進に対する支援	学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取組んでいること。学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っていること。	3	C-03 GPA 制度に関する規定 E-06 入学前スクーリング資料 E-07 課題ワークブック(入学前) F-02 シラバス F-04 教材一覧 F-08 アーカイブ配信中の本校オリジナル学習動画 H-05 入学ガイダンス資料（学習の手引き） H-06 学生面談記録 I-04 GPA 状況 I-08 国家試験対策アプリ「看パス」による学習到達度、取り組み状況の把握
3 多様な学生に対する支援	①適切な体制を構築し、障がいのある学生､海外からの留学生､社会人経験者など、多様な学生に対する支援を行っていること。	2	E-03 入学試験実施要項（社会人） L-05 校舎平面図（設備：バリアフリー、洋式・車いすトイレ完備、エレベーター設置）
	②特に海外からの留学生について適正な在籍管理、進路（就職)指導を行うとともに、日本人学生との交流の機会が確保されていること。	1	（なし）
4 学生生活に関する支援	①カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。	2	C-04 校務分掌（担任、ハラスメント相談窓口の担当職員） H-05 入学ガイダンス資料 H-06 学生面談記録 H-07 相談窓口職員のメールアドレス（学生掲示板）
	②留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っていること。	3	B-06 自己点検評価報告書（留年・退学状況の分析と対策記載） H-06 学生面談記録
	③学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用していること。	2	C-02 学則（健康管理体制） C-04 校務分掌（健康相談窓口・担任の案内） H-01 学校保健計画書（健康係） H-02 医務執務記録（学校医） H-03 健康診断、予防接種案内 H-04 健康診断記録

	④学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。	3	B-07 学費台帳（学費の減免・分割・納入等に関する資料） E-03 入学試験実施要項 H-08 修学支援制度説明書・確認申請書 H-09 奨学金管理台帳一覧
	⑤学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。	3	I-05 就職、進学者一覧表 I-06 就職説明資料 I-07 就職者面談記録（副校長） H-10 病院奨学金案内資料

(1) 状況説明

1.学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理

1-① 本校は、受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を定め入学者選抜を実施している。入学者選抜は、推薦・社会人試験と一般試験、令和 7 年度には二次試験を含む計 3 回行われている。その他にも、北東北指定校推薦、地方自治体指定校推薦、関連校による指定校推薦を実施している。入学者の選考方法については、学則・運用細則に定めており、入学希望者への周知方法としては、毎年入試前に高校訪問を実施し入試実施要項を配布、また HP にて閲覧できるようにしている。受験科目は「国語」「数学」「面接」であり、すべての受験科目の採点結果に基づき、入試判定会議を開催して合否を決定している。また、入学後の学生の学修状況を参考に受験科目の見直しを図っている。令和 2 年度入試からは、推薦入試でも「数学」を受験科目に加えている。また、令和 8 年度入試からは、社会人の受験科目を見直し、一定の勤務歴がある社会人受験生については、数学の試験を課さない変更を実施した。

【入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー)】

函館看護専門学校は建学の精神と教育理念に基づいて、知識、技能、態度のバランスのとれた円満な人格形成を目指す。この教育目標を実現するために、次のような観点から入学者選抜を行っている。

1. 基礎的な知識・技能
   - ・高校卒業程度の基礎知識を身につけているか。
   - ・学習習慣を確立させ、計画的・継続的に学習を進めることができるか。
2. 地域医療への貢献
   - ・地域医療の発展に貢献するため、生涯学び続ける姿勢があるか。
   - ・地域で生活している多様な年齢層の方々とコミュニケーションをとることができるか。

1-② 平成 30 年度からは入学生の定員割れの傾向が見られ、より一層の広報活動の拡充が必要となっている。本校はここ数年、定員割れが課題であるが、修学支援新制度機関要件である「直近 3 年度いずれかの収容定員が 5 割以上であること」は基準を満たしており、収容定員の管理は適切に行われている。なお、広報活動の基本方針、令和 7 年度の広報活動実績については以下に記す。(表 4【入学定員および入学生】、表 5【令和 7 年度広報活動について】参照)

【年度別志願状況】

本校の年度別志願状況であるが、令和７年度入試は志願者が大きく減少し、定員を下回る２６名の入学者となった。市内の看護師養成施設の多くは定員を割り込んでおり、全国的にも看護師の志願者は減少している。（表４【入学定員及び入学生】参照）

【広報活動】

広報活動の基本方針は次のとおりである。

1. 看護師の資格や仕事について、また看護師になるための進路についての情報を提供し看護師を目指そうとする人材の裾野を広げると共に、高い志と強い覚悟を持てるよう働きかけていく。
2. 本校の学校としての特色や教育方針を理解してもらうと共に、学校での就学の様子などもより現実に即して理解してもらえるよう説明に努める。
3. 本校の看護師養成は函館市内近郊の諸病院・諸施設の協力のもとに成り立っており、その点では養成した看護師を函館圏内の病院へ還元することが、本校の社会的な重要な役割となっている。従って、函館市内近郊を中心とした渡島・檜山管内を広報活動の重点地域とする。
4. 志願者の減少を補うため、東北地方・道内各地への広報活動も積極的に行う。

2. 自主的な学習の促進に対する支援

毎年１月に入学前スクーリングを実施し、入学前課題の取り組み、学習や生活相談に応じている。学習方法や学習習慣の確立、入学前の看護学校生活への不安を軽減することが目的である。入学後の学生の学力や学習状況、到達度については、各学年の GPA や学習アプリ（看パス）の取り組み状況を教員も共有しており、適宜、個別指導を行っている。ここ数年、学期末試験が合格点に満たず、再試験を受験する学生が増えている。再試験での救済については、教務会議で慎重に検討したうえで認めているが、本試験で最善の努力をするよう促すべく、再試験の対象の条件に関する学則および細則改正も行い対応している。また、欠席等の補修方法についても事前に指導し、自主的に学習の遅れが起こらないよう行動できるよう支援している。令和４年度からは、１年次にキャリアプランニングの授業を導入し、校長のほか病院の看護部長らが講師となり、企業とも連携し初等教育を行うなど学習支援に取組んでいる。技術演習では、学校独自の映像教材を作成し、学生が昼休みや空きコマを活用して、繰り返し練習できるような工夫を行っている。また、フィールドワーク等の PBL 学習を積極的に導入することで、自主的な学習の促進を図っている。実習前には、その都度オリエンテーションを実施し、実習の目的や効果的な学習方法についても指導を行っている。

3. 多様な学生に対する支援

3-① 疾患や障害がある学生に関しては、面談や健康調査表で把握し、担任をはじめ教員間で共有することでサポート体制を構築し、実習先からも支援を受けている。また、本校は毎年数人の社会人経験者が入学しており、パンフレットや HP、入学試験要項でも受け入れを行っていることが周知されている。入学後もブランクのある社会人入学者などに関しても随時面談や声掛け等を行い、日々の学習や生活相談に応じている。子育て中の学生に関しては、子の看病や行事で欠席する際には、相談に応じて安心して単位を取得できるようアドバイスを行うなど支援している。学内設備については、バリアフリー、洋式・車いすトイレ完備、エレベーター設置等学習環境を整備している。

3-② 本校は海外留学生の受け入れ実績はなく、必要に応じてサポート体制を整えるのが課題である。現状、看護師国家試験は日本語で受験する必要があり、相当の日本語運用能力を有する必要があるため、積極的に海外留学生を受け入れる状況にはない。

4. 学生生活に関する支援

4-① 学生相談については、学生が学習・生活上の悩みを安心して相談できるよう、プライバシーに配慮した個室の面談ルームを複数設け、支援体制を整えている。相談の窓口は原則として各クラス担任とするが、小規模校ゆえ教員と学生の距離は近く、日常的に相談しやすい環境にある。校務分掌として、実習調整者、領域別実習担当者、係活動担当者（美化・教材・健康・図書・ボランティア等）を配置し、事務手続等は事務長・事務職員が直接応対する。

本校では、ハラスメント相談員を 2 名配置し、防止ガイドラインおよび連絡先を掲示して周知を徹底している。カウンセラーの常設には至らないものの、教員は全員看護師であり、学生の健康・精神面に十分配慮しながら支援を行っている。必要と判断した場合には、専門医の受診・相談を勧奨する。近年は、悩みを家族へ相談する学生も増えているため、入学式後に保護者向けオリエンテーションや学内見学を実施し、質問を受けるとともに相互の顔が見える関係作りに努めている。困りごとや不安が生じた際はいつでも連絡できるよう案内している。

4-② 留年者、退学希望者などの学習の継続に困難な問題を抱える学生に対しては、担任が面談をし、必要に応じ保護者も交えて教務主任、校長（副校長）が面談を行っている。進路に迷いが生じた学生については、校長らが相談に応じ退学を踏みとどまるケースもある。近年は、学業不振により留年となっても退学せず卒業する学生も増加傾向であるが、令和 5 年度入学生 42 名のうち、入学後三年以内の退学者は 6 名（14.3%）と早い段階での進路変更による退学が例年より多く発生している。一方、留年して在学中の者は 8 名おり、修業年限内卒業率は 66.7%となり、令和 4 年度入学生より減少している。（表 6【卒業生及び退学率】、表 7【修業年限退学率】、表 8【修業年限内卒業率】、表 9【入学者数と修業年限内卒業率・退学率】、表 10【出身地別入学生数（人）】参照）

4-③ 健康管理体制の整備ついては、学則・細則に『健康管理規定』が設けられており、学校保健安全法に基づき学校保健計画を策定し、教職員・学生の心身の健康管理体制を整備し適切に運用している。本校は病院に依頼し、健康管理医が一年に一度学生の健康診断を実施、臨地実習の参加要件として指定のワクチン接種を行っている。個人の健康調査書を作成し、異常時には速やかに診察を受け報告・対処するよう学生に指導している。感染症発症時には、学校保健安全法に基づき、速やかに出席停止などの対応を行い感染拡大に努めている。『学校環境衛生基準』については、日常的に教職員が点検しているが、基準が求める方法での検査の実施はできていない。

4-④ 経済的支援について、学生の経済的側面に対する支援方法としては、奨学金の活用の情報提供であり、学生が利用している奨学金は、主に日本学生支援機構と医療機関の奨学金である。日本学生支援機構の奨学金は、学校案内や入試要項、ホームページ上でも紹介し、広く利用について周知できている。病院独自の奨学金については、指定の年数を勤務することで返還免除となるものが主であるが、主要な病院の奨学金概要を本校で取りまとめ、進学相談会などで高校生や保護者に説明している。入学後にも随時説明・周知しており、利用者の学費負担は軽減している。また、令和 6 年度からは「函館市奨学金返還支援事業」が開始された。これは、奨学金返還の一部を函館市が給付するというもので、他の自治体でも類似の支援策があるが、認知度は低い状況である。

学生の住居に関してだが、遠方からの入学生に対して、合格通知の発送と合わせて、本学園の所有する学生会館、下宿・アパート・不動産仲介評者の紹介を行っており、比較的安価な物件を提供することで、経済的支援にも繋げている。学校としては、遠方から実家を離れ

て入学してきた学生達も落ち着いて安心できる学生生活を送れるように支援できるということも大切な要素である。函館圏外からの入学生はやや減少傾向にあり、部屋数としては充足している。近年は函館も猛暑になることがあるため、本校学生が入校している寮については、全てエアコン設置を完了している。(表 10【出身地別入学生数（人)】参照)

4-⑤ 学生のキャリア支援は、各学年の授業科目に配当し、1 年次「キャリアプランニングⅠ」、2 年次「基礎看護学技術IX（看護研究)」、3 年次「キャリアプランニングⅡ」を通して段階的に実施している。3 年間の学修の中で、社会人基礎力と看護観の形成を図り、在学中はもとより卒業後のキャリアを見据えた学びを促している。また卒業後も、社会人基礎力の到達度および本校教育目標の達成度を調査し、その結果を授業内容へ反映することで、支援の継続的な充実を図っている。さらに、進学・就職に関する支援体制を整備し、2 年次には説明会後の個別面談を実施して、希望と適性に即した進路選択を支えている。就職のミスマッチを防ぐため、各病院のインターンシップ情報を周知し、多くの学生が参加を経て進路を決定している。

表 4【入学定員および入学生】

	志願者数	合格者数	入学者数	備考		志願者数	合格者数	入学者数	備考
平成 26 年度	３２０	６１	５０		令和 3 年度	９２	８５	３２	
平成 27 年度	２５９	７４	５０		令和 4 年度	１５７	９９	４６	
平成 28 年度	１８３	７７	５０		令和 5 年度	９２	８６	４２	
平成 29 年度	１８５	６３	５０		令和 6 年度	６５	６２	３１	
平成 30 年度	１２６	５６	３５	定員 40 へ	令和 7 年度	４８	４４	２６	
令和元年度	１２１	８１	４０		令和 8 年度	３８	３５	２９	
令和 2 年度	７４	５４	３４						

表 5[令和 7 年度広報活動について]

活動項目	内容
オープンキャンパスの実施	年２回実施。①６月２２日：参加者３２名、保護者１１名 ②８月２日　：参加者９名、保護者２名
進学相談会への参加	函館市で 7 回、知内 3 回、八雲 2 回、森 1 回、上ノ国 1 回、青森 2 回、岩手 1 回、秋田 1 回、計１７回の相談会へ参加。その他、高校内での相談会（有斗 1 回、大妻 5 回、遺愛 2 回、函館西 1 回、大谷 3 回、精華 1 回、檜山北 1 回、）に計１４回の参加。
職業・学校説明会への参加	各高校内で実施されるものを中心に、年間１３回程度対応。
学校見学の受け入れ	学校単位の他、個人での見学、次世代人材職業体験推進事業の中学生も含め、年間１７回対応。
高校訪問の実施	函館市内ほか道内、青森、岩手、秋田で実施。年間延べ４８校実施。市内は 3 回転程度。
ホームページの開設	学校情報・イベント、入試情報について公開。
進学情報誌の利用	ＪＳコーポレーション・キッズコーポレーション・日本ドリコム・マイナビ
学校案内等の送付	４～５月に道内２４１件・東北１６７件（青森・秋田・岩手）の高校に一斉送付（合計　４０８校）　請求者には随時送付（延べ件に送付）
付属校連携	有斗高校と柏稜高校において本校を志望する生徒のうち、一定基準を到達している若干名の生徒を対象に特別推薦入学試験を実施。そのほか柏稜高校にて、キャリアデザインプログラムでの看護体験や見学などを実施。従来の柏稜高校を対象とした CDP 推薦選抜を見直し、有斗高校・

	柏稜高校を対象とする推薦制度を設け、有斗高校１名、柏稜高校から２名の入学があった。
地方自治体連携型指定校推薦	八雲高校・檜山北高校・奥尻高校の３校を対象、檜山北から１名志願者があった。6/13(金)檜山北高校進路相談会に参加

表６【卒業生及び退学率】

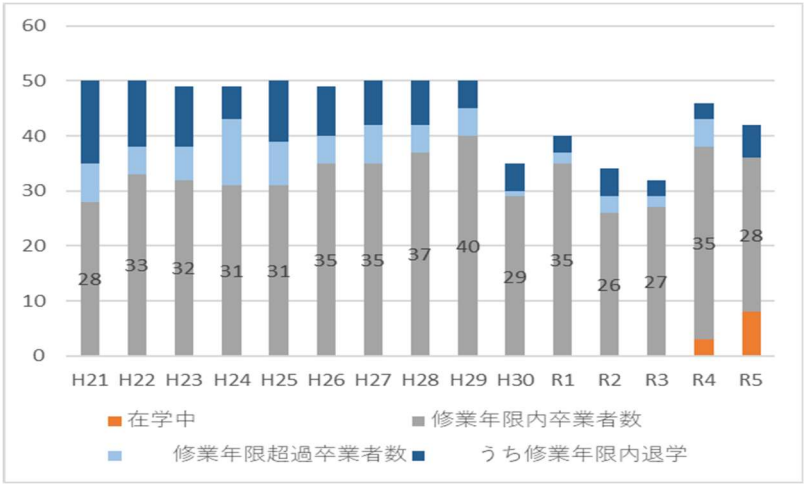

表７【修業年限退学率】

表８【修業年限内卒業率】

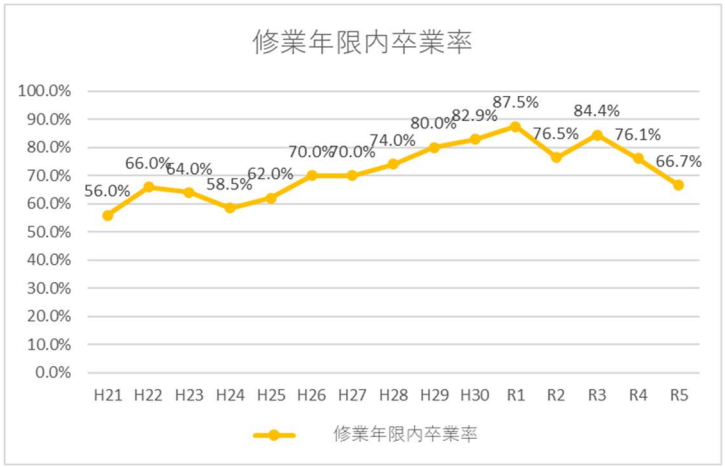

表 9【入学者数と修業年限内卒業率・退学率】

入学年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
入学者数	50	50	35	40	34	32	46	42
在学中	0	0	0	0	0	0	3	8
修業年限内卒業者数	37	40	29	35	26	27	35	28
修業年限内卒業率	74.0%	80.0%	82.9%	87.5%	76.5%	84.4%	76.1%	66.7%
＋1年卒	5	5	1	2	2	2	5	0
＋2年卒	0	0	0	0	1	0	0	0
＋3年卒	0	0	0	0	0	0	0	0
修業年限超過卒業者数	5	5	1	2	3	2	5	0
修業年限超過卒業率	10.0%	10.0%	2.9%	5.0%	8.8%	6.3%	10.9%	0.0%
退学	8	5	5	3	5	3	3	6
うち修業年限内退学	8	5	5	3	5	3	3	6
修業年限内退学率	16.0%	10.0%	14.3%	7.5%	14.7%	9.4%	6.5%	14.3%

表 10【出身地別入学生数（人）】

	函館市内近郊	その他道内	道外	合計
平成３１年度	３０	7	3	４０
令和２年度	２０	１１	3	３４
令和３年度	２５	6	1	３２
令和４年度	３５	１１	0	４６
令和５年度	３６	2	4	４２
令和６年度	２４	4	3	３１
令和７年度	２４	1	1	２６

(2) 課題及び今後の改善方策

1. 入学生の確保については、函館市全体としては少子化とともに、四年制看護大学を志願する生徒が増え、地域外に流出してしまっていることが最大の課題である。本学においては、定員管理そのものよりも志願者数の長期的減少が最大の課題であると考えられる。そのため、現行の広報活動を分析し、戦略的な広報活動を行う必要がある。

2. 退学率の増加に関してだが、入学後、学業に行き詰まると進路変更に悩む学生が毎年少なからずいる。学習に不安のある学生や進路への迷いのある学生の支援が必要であり、担任等の面談を密に行い、問題解決方法を共に考えるなどの支援が必要である。また、入学前に看護師の仕事内容、看護師養成所の教育内容などを十分に理解しないとミスマッチが起こる。相談会など直接に高校生に接する機会では、丁寧な説明を心がけたい。

3. 自主的な学習の促進に対する支援についてであるが、令和 4 年度の新カリキュラム導入ならびに臨地実習時間の見直しを行い、多重課題に追われる過密な時間割は一定の緩和をみた。しかしながら、臨地実習と学内授業・演習の課題は多岐にわたり、学生・教員双方にとって時間的余裕の乏しさは解消し切れていない。学生の自律的学修を促すためには、学校・学年全体を俯瞰したうえで、教育内容そのものを再検討することが不可欠である。あらためて教育内容マトリクスを整序し、優先順位を可視化するとともに、内容の重複や過不足を点検して是正する

必要がある。留年者や退学希望者の多くが、この多重課題に困難感を感じているのが現状である。留年者や退学者の増加を防止する意味でも、学修設計に意図的な熟考するための「余白」を確保することで、学生の負担を軽減し、そして学生が自ら考え、主体的に行動できるよう教育の質と運用の両面から改善し、適切に支援していくことが課題である。

4. 海外留学生の受入れに関しては、現時点において組織的な検討が十分に行われていない。そのため、将来の社会的要請と本校の使命とを照らし合わせつつ、受入れの可否および在り方を早急に定め、制度としての備えを整えることを検討する必要がある。そのうえで、受入れ要件（学力・語学水準、在留資格、健康・保険、実習参加条件等）を精査し、判断基準を文書として明確化する必要がある。

5. 学生生活に関する支援については、平素より学生の心身の変調を早期に把握し得る体制の維持に努めている。しかし、今後は潜在している問題を想定し、予防的・継続的な支援へと重心を移すことが求められる。今後も個人面談を定期的に実施し、匿名での相談も行いやすいようハラスメント相談窓口とは別系統の連絡（専用メールアドレス等）を整備し、その周知徹底を図る。『学校環境衛生基準』に基づく検査が未実施であったので速やかに改善する。

6. 学生への経済的支援として、令和６年度から実施されている函館市奨学金返還支援事業は学生にとって非常に有益なもので、看護師を目指す人を増やし、また看護学生が学業に専念できる環境づくりにもつながってくる。しかし、病院や学生の認知度は低く、この事業への参画を、学校から病院へ働きかけていくのが今後の課題である。

(3) 特記事項（優良な取組等）

自主的な学習の促進に対する支援として、以下のような取り組みを実施している。

1. 入学前スクーリングを行い、学習・生活支援を早期に実施している。
2. 各学年の GPA や学習アプリ「看パス」等により学力・学習状況を把握し、国家試験に向けた学習支援を行っている。
3. 企業と連携し、初年次教育（キャリアプランニング）をはじめとする学習支援に取り組むなど授業内でキャリア支援を積極的に行い、学生が自己の目標を明確に定められるよう支援している。
4. 技術演習では、学校独自の映像教材を作成し、学生が昼休みや空きコマを活用して、反復練習できるような工夫を行っている。
5. 認知症カフェや地域・奥尻フィールドワーク等の PBL 学習を通じ、主体的な学びを促進している。
6. 卒業後も社会人基礎力の到達度調査等を実施し、キャリア支援を重視したカリキュラムの充実を図っている。
7. 遠方からの入学生に対し、本学園所有の学生会館の案内や、下宿・アパート情報および不動産仲介業者の紹介等を行っている。
8. 多様な実習先を提供して視野を広げ、就職のミスマッチ防止を図るとともに、個々の学生に応じた就職面談を丁寧に行っている。

【項目 4】教育実施組織・教員

小項目	評価の基準	自己点検評価結果	エビデンス等
1 教員の配置、募集、採用	①教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員を確保するために基準等（教員の採用基準等）を整備し、適正に運用していること。	3	A-01 指定規則（教員資格・採用基準） J-01 教員資格認定証 J-03 教員オリエンテーション資料（教員の役割）
	②教員の常勤・非常勤、年齢構成等、また教員一人当たりの授業時数等を把握していること。また、教員の専門性、教授力を把握、評価していること。	3	A-02 保健師助産師看護師法施行令第 14 条報告（教員の講義分担、講義時間数） A-04 学校基本調査（実施体制組織図） C-04 校務分掌 F-02 シラバス（実務経験者一覧） J-01 教職員資格認定証 J-02 教員ラダー、教員目標面談 K-03 授業アンケート集計・授業評価
2 教員の組織編制等	①学校の目的に応じた分野の区分ごとに必要な教員組織を整備し、業務分担、責任体制を規程等で定めていること。	3	C-02 学則（教員組織図、業務分担表） C-04 校務分掌（分野別教員担当表） C-05 行事担当表 C-06 事例担当表 C-07 各係計画表、まとめ
	②教員間で連携、協力体制を構築していること。	3	C-04 校務分掌（各行事役割分担） F-06 教務日誌 D-07 教務会議議事録
3 教員の資質の向上	①学校の教育活動の改善、工夫を行う FD(Faculty Development)などの取組や、教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っていること。	2	B-06 自己点検評価報告書（教員研修に関する資料、研修会参加報告書） K-03 授業アンケート集計・授業評価 J-04 私学研究紀要
	①-2 特に職業実践専門課程においては、企業等と連携して組織的に行っていること。【注）職業実践専門課程】	3	D-06 教育課程編成委員会議事録 D-08 学校関係者評価委員会議事録 D-10 日本看護学校施設協議会会議資料 D-11 北海道施設協議会会議録
	②教員の授業及び指導力等を修	3	D-06 教育課程編成委員会議事録 D-08 学校関係者評価委員会議

	得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的に行っていること。【注）職業実践専門課程】		事録 G-03 実習指導者交流会要項 D-12 渡島桧山地区会研修会資料

(1) 状況説明

1. 教員の配置、募集、採用

1-① 専任教員については、看護師養成所指定規則に則り、令和 7 年 4 月 1 日時点で必要数 8 人（副校長を除く）に対し 10 人配置しており、十分確保できている。兼任教員については、基礎分野においては、本学園内、市内の他大学の教授を中心に講義を依頼できている。長年担当している講師も多く、本校の学生レベルにあった授業を展開してくださっている。専門基礎分野においては実習病院を中心とし、医師や看護師に依頼できているものの、現場の抱える状況（医師不足、看護師不足）により、講義時期などの調整が難しく、毎年講師が変わる事もあり、連携を密にする必要がある。専門分野（各領域の看護学）においては、その分野の教員が「講義→演習→実習→評価」と責任をもって把握し問題解決するよう配置している。

しかし、臨地実習になると教員全体が同時に学内に不在になるなど課題があり、教務事務の担当職員が連絡できるような体制はとっている。実習においては、常に複数の実施施設に専任教員を配置しなければならないため、相当数の数が必要となる。専任教員だけでは不足のため実習インストラクターの配置をしている。しかし、非常勤のため学生理解や病院把握が難しい部分もあり、専任教員との連携や補助が必要である。インストラクターにも学生を理解してもらうため、実習の事前～事後までの学習を担当してもらうよう工夫を行っている。

1-② 教員の常勤・非常勤、年齢構成等、教員一人当たりの授業時数等を把握し、また、臨地の看護師経験を考慮し、担当領域・教科を配置している。（表 11【専任教員専門領域担当（複数担当有)】参照）

2.教員の組織編制等

2-① 令和 7 年 4 月時点で、校長は理事長が兼務しており、副所属長として副校長（看護職）を配置し、校長の命をうけて職務を代理している。教務主任が教員組織を監督し、事務長が事務組織を監督している。校務分掌、各行事や事例担当表、講義分担にて各教員の役割について明文化し、教員間で連携、協力体制を構築している。（表 12【校務分掌・組織図】参照）

2-② 教員間での連携、協力体制の構築のために、学則において各種会議を設置し、目的に沿って開催し適切な運営を行っている。また、すべての決定事項は会議録に記載されている。会議は、①学校運営会議　②教務会議　③成績判定会議　④臨床指導者会議（実習病院で）⑤入学試験会議が定められている。以上の他にも外部における『日本看護学校施設協議会』、『北海道看護学校施設協議会』、『渡島地区会議』等に出席しており、看護教育の動向や問題に対し情報交換し、地区研修会を行うなど地域全体としての教育力の向上を図っている。

また、年に 1 度、学校法人野又学園の理事長・法人本部事務局長と本校教職員で組織する運営協議会を開催し、教育の現状と課題について話し合い、今後の方向づけを行っている。

3. 教員の資質の向上

3-① 本校では看護教員資格を取得するための研修について授業料等の補助を行い支援している。専任教員は、日本看護学校協議会看護教員の経験年数別ラダーに則り、一年に一度、教員は目標設定・評価を実施し到達度面談を行っている。令和 6 年度より専任教員の授業については、学生の授業評価を実施している。各教員の教育内容の向上には繋がっているが、教員間での十分な評価には至っておらず、今後は FD(Faculty Development)等の取り組みを充実させるとともに、カリキュラムを精選し、教育効果が高まるような工夫が必要である。教員は、看護協会や看護施設協議会が主催する研修会に参加することで、教育力の向上を図っている。学会や研修会の参加状況は、表 13【令和 7 年（2025 年）度参加研修】に記す。

3-①-2 職業実践専門課程においては、教育の質向上を企業等と連携して組織的に行っていることが要件となっているが、令和 2 年 3 月に本校は「認可職業実践専門課程」として認可されて以来、『学校関係者評価委員会』は年に 1 回、『教育課程編成委員会』は、年 2 回継続実施しており、教育課程について外部の有識者からの意見をいただきカリキュラムに反映している実績がある。

3-② 企業等と連携した研修会については、臨地実習先の複数の病院に御協力いただき、定例で臨地指導者交流会（勉強会）を開催している。令和 7 年度は教員による「個々の学生に応じた指導方法」をテーマとした研修会の他、指導者と教員との意見交換会、また病院間の指導方法の違いや悩みについて話し合い交流を深める場を設けて教育力の向上に努めた。

表 11【専任教員専門領域担当（複数担当有）】　令和 7 年 4 月 1 日現在

領　域	基礎看護学	成人看護学	老年看護学	小児看護学	母性看護学	精神看護学	地域・在宅看護論	看護の統合と実践
教　員　数	1 名	2 名	1 名	1 名	2 名	1 名	3 名	2 名

表 12【校務分掌・組織図】

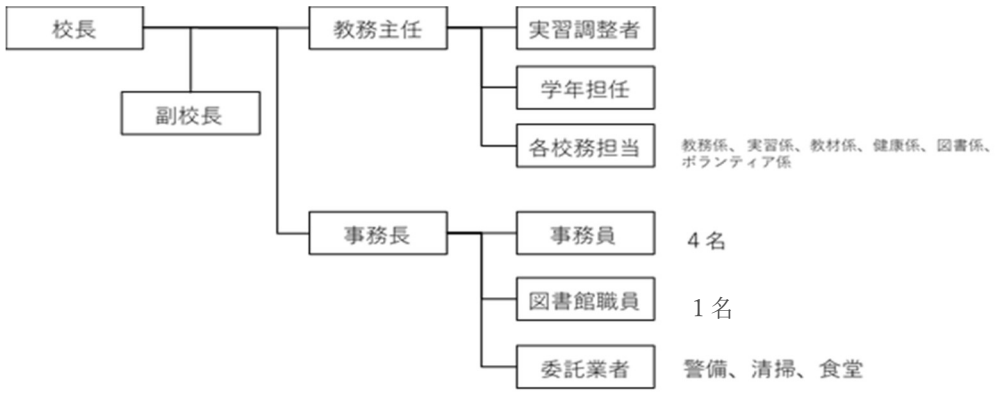

表 13【令和 7 年度　参加研修】

学会	今年度参加なし
研修会	(1)　令和 7 年 7 月 22 日（火）函館歯科衛生士専門学校・函館看護専門学校研修会　「授業における ICT/AI 活用法」、講師：函館大学付属有斗高等学校　校長 小高 亮先生 出席 11 名（太田、蛯名、中井、吉田、立石、小笠原、長崎、笹木、川崎、影浦、荒木）

	(2)　令和 7 年 8 月 1 日（金）北海道看護教育施設協議会　研修会「"わかる"より"気づき"を　育てる看護教育～"みる"ことから始まる看護のまなざし」旭川市立大学　保健福祉部保険看護学科　成人看護学講師　奥原 真仁先生 苫小牧看護専門学校で開催　出席 1 名（長崎） (3)　令和 7 年 8 月 6 日（水）北海道看護教育施設協議会　渡島・檜山地区　看護教員継続研修会、参加 9 名(太田、蛯名、中井、吉田、小笠原、立石、長崎、笹木、川崎) (4)　令和 7 年 8 月 22 日（金）日本看護学校協議会　令和 7 年度　第 1 回専任教員交流会オンライン開催　参加 2 名（笹木、川崎） (5)　令和 7 年 10 月 27 日（月）函館私学振興協議会　令和 7 年度 全体研修会「改正私学法全面適応　令和 8 年度 3 月～6 月の決算・理事会・評議員会のスケジュールと注意点」、講師：小國隆輔先生、参加 1 名(太田) (6)　令和 7 年 11 月 15 日(土)日本看護学校協議会　北海道ブロック研修会「令和の時代の看護教育」参加 3 名（太田、中井、長崎） (7)　令和 7 年 1 月 31 日（土）札幌市立大学　専門セミナー　精神保健看護学領域教育セミナー～教員同士で学び合う参加型口座～、講師：渋谷友紀先生、守村洋先生、参加 1 名(笹木)
その他	(1)　渡島檜山地区支部会 令和 7 年 5 月 8 日（木）　出席 2 名（太田・蛯名） 令和 7 年 6 月 6 日（金）　出席 2 名（太田、蛯名） 令和 7 年 9 月 2 日（火）　出席 2 名（太田、蛯名） 令和 8 年 2 月 17 日（火　出席 2 名（太田、蛯名） (2)　渡島地区教務主任会 令和 7 年 10 月 28 日（火）出席 1 名（蛯名） (3)　北海道看護教育施設協議会 令和 7 年 6 月 6 日（金）北海道看護教育施設協議会 第 1 回総会　出席 2 名（太田、蛯名） (4)　北海道看護教育施設協議会　運営会議 令和 7 年 7 月 29 日（火）　第 1 回運営会議　出席 1 名（太田） 令和 7 年 10 月 29 日（水）第 2 回運営会議　出席 1 名（太田） 令和 7 年 2 月 17 日（火）　第 3 回運営会議　出席 1 名（太田） (5)　日本看護学校協議会 令和 7 年 12 月 16 日（火）副学長・教務主任会議オンライン出席 1 名（太田）

(2) 課題及び今後の改善方策

1. 学校運営を確実に行っていくためにも、教員と事務職員の連携が重要である。とくに教員は実習巡回などが多く、会議を頻繁に開く余裕がないため、検討事項を簡潔に資料にまとめる等、グループウェア等を活用し教員間の連携につなげたい。既に本校では、Microsoft Teamsを導入しているため、今後は業務の簡素・効率化をさらに促進し、教員の教育向上の時間を確保できるよう工夫が必要である。

2. 令和 5 年度より指導者交流会を実施しているが、複数病院への参加依頼に伴い日程調整に苦慮している。しかし、教員・指導者双方より「教育内容を再点検する契機となった」との声が寄せられ一定の成果が認められることから、今後も継続して実施し、実習病院・就職先との情報共有と連携を一層深化させ、現代の学生像に即した教育内容の改善を図る。

3. 人材育成目標の達成に向けた講師の確保・連携を強化し、授業内容・評価方法の見直しを行っていく必要がある。今後はFDの取り組みや職員の研修会への参加を計画的に実施し、能力開発・意欲向上に努める。

(3) 特記事項（優良な取組等）

1. 学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会の他にも各就職・実習先との指導者会議や指導者交流会など企業連携が充実している。
2. 既に導入している Microsoft Teams、生成 AI アプリ等を適切に活用することにより、情報共有・記録・素材生成の手順が簡素化され、業務遂行の速度と透明性が向上した。これにより生じた時間的余白を、教員としての授業設計力・指導力・省察力の向上に充当し、教育の質を一層高めることが期待できる。

【項目 5】教育環境

小項目	評価の基準	自己点検評価結果	エビデンス等
1 教育環境の整備	①教育上の必要性に対応できる施設･設備､機械器具等を備えていること。	3	A-02 保健師助産師看護師法施行令第 14 条報告（学校設置認可申請書） C-02 学則（管理体制組織図） F-05 時間割（使用教室確認） F-07 ｅテキスト L-05 校舎平面図（使用教室、設備等） L-06 各種設備、機器備品一覧表及び点検表（物品管理表）
	②学生の学習支援のための施設(自習室等)を整備していること。また、学生の休憩、食事のためのスペースを確保していること。	3	L-05 校舎平面図（学習室、図書室、ラウンジ、教室等）
	③図書室を設置し、専攻分野の教育に必要な専門書及び参考図書を配架し、必要に応じて学生が閲覧できるようにしていること。	3	L-05 校舎平面図（図書室） L-11 図書規定（学則） B-08 資産目録 L-12 図書台帳 L-13 図書貸出台帳（PC）
2.安全対策、 防災組織	①学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。	2	L-01 学校法人野又学園「危機管理規程」 L-03 危機管理マニュアル L-04 防災訓練実施要項 L-07 各種設備の定期点検票（各業者報告書）

	②火災の発生や防災に関する組織体制を整備し、適切に運営していること。	3	L-02 火災時避難訓練マニュアル L-03 危機管理マニュアル
3.施設・設備等の点検、改善等	①施設・設備等の日常点検、定期点検、補修等を適切に行っていること。	3	L-08 日常点検チェック表（警備日報） L-09 電気設備点検記録報告書（毎月）
	②施設の改築・改修、設備の更新等の計画を定め、適切に実施していること。	2	A-07 施設の改築、改修等や設備の更新等の計画及び実施がわかる資料（北海道への提出書類） B-03 学校法人野又学園中期経営計画 L-10 施設、設備の点検・補修計画書

(1) 状況説明

1. 教育環境の整備

1-① 本校は、函館の中心部に位置しており、臨地実習先である主要病院からのアクセスが良い。また、校舎は函館歯科衛生士専門学校と共用しており、十分な広さがある。平成３０年4月に校舎を増築し、在宅看護実習室、情報処理室（PC 室)、図書室が新たに整備され、充実した教育環境となっている。情報処理室の PC は各学生につき 1 台利用可能であり、調べ学習や実習記録等にも使用可能となっている。また、Wi-Fi 設備も完備し、学習しやすい環境となった。教材は備品庫などに適切に保管されており、適宜、修理や補充を行っている。その他の施設設備の整備として、同年に女子トイレを洋式化し、増築部分に車椅子でも利用できる多目的トイレも設置された。

1-② 自習がおこなえる多目的学習室を 2 室設置し、他にも学習室として利用できる複数の教室が設置されており、グループ学習等にも活用することができる。また、学生相談用の面談室も３室確保し、プライバシーに配慮して面談が行える。学生ラウンジは、2 か所あり 1 階、２階にそれぞれ食事や休憩、学習が行えるスペースが確保されている。食堂での食事の提供は（外部委託)、令和 7 年度から中止となったが、隣接する柏稜高校のご厚意で昼食が購入できるようになっている。

1-③ 図書室には、本校及び函館歯科衛生士専門学校の蔵書を備えている。うち本校所蔵分は約 9,000 冊であり、座席数は 43 席を確保している。図書司書が図書の整理及び貸出業務を担い、適切な運用・管理を行っている。

2. 安全対策、防災組織

2-①学校法人野又学園「危機管理規程」に基づき、災害等の状況に応じて各校の所属長、法人本部事務局長または理事長を責任者とし、危機管理委員会ならびに危機管理対策本部を設置することとしている。災害時は所属長（副所属長）を指揮系統の中核に据え、学生および教職員の安全確保を最優先に対応する。本校は医療職を育成する学校であり、臨地実習中における感染症

罹患・蔓延のリスクに関しては、注意が必要である。そのため、学校保健安全法に基づき学校保健計画を毎年立案し、健康診断や予防接種等を実施している。さらに、１年次早期より感染予防・拡大防止に関する技術を授業内で教授すると共に、臨地実習の要件としてワクチン接種を推奨し実施している。

【個人情報の管理】

学校が保有する個人情報については、保存場所、方法、管理責任が明らかになっており保存されている。なお、平成26年度に１件、個人情報公開請求があり適切に対応した。今後も文書管理の徹底を図りたい。令和２年度改正個人情報保護法では、オプトアウトの運用が厳格になった。これを受け、法人本部と連携し、入学生・在学生から同意書を提出もらう形に変更した。学生には、受け持ち患者情報の取扱い等は、各授業、実習前のオリエンテーションで注意喚起する教育を徹底している。

2-② 火災や災害発生時に備え、1年次オリエンテーションでは、校内ガイダンスにおいて避難経路を周知し、毎年一回、所属長を責任者として年1回の避難訓練を実施している。R８年度からの新たな取り組みとして、災害時の備蓄品を学生が各自で購入のうえ学校に保管する運用を開始する。また、気象警報による休講等に関しては、公共交通機関情報などに応じて、授業変更を行い安全管理に努めている。実家が遠方で一人暮らしの学生にも、教員が連絡を取り対応方法の指示も行っている。

3. 施設・設備等の点検、改善等

3-① 施設・設備等の日常点検、定期点検、補修等に関しては、エレベーターはじめ電気設備点検等も定期的に点検し、必要に応じて修理等実施している。委託している外部警備会社にも学校内・周囲の設備等の点検については、毎日実施し日報に記入している。また、消防・建築法定期点検は、外部業者に委託し、年に２回実施している。異常や故障の際には、速やかに対処している。

3-② 施設の改築・改修および設備の更新については、看護師養成所指定規則に準じ事前に計画し管轄行政庁への変更承認申請を行っている。状況の変化に即応すべく随時実施している。

(2) 課題及び今後の改善方策

1. 法人として「危機管理規程」は定められ、防災訓練等は実施しているが、学校で起こり得る多様な危機管理を想定した包括的な「学校安全計画書」の策定には至っていないため、早急に作成する必要がある。
2. 施設の改築・改修および設備の更新については、状況の変化に随時実施しているが、今後はさらなる計画性の向上を図るとともに、各設備の法定耐用年数や稼働状況を精査し、機能低下を未然に防ぐ予防保全（事前交換・計画修繕）を徹底する。
3. 本校の臨地実習場所は、市内・近郊の複数の病院・施設であるが、臨地実習場所の病院は他の看護学校を含め年間を通して隙間なく実習生を受け入れており、追実習・再実習場所の確保は苦慮している。そのため、過密な臨地実習カリキュラム（授業も含む）を見直し、時間割に余白を作ることで、追・再実習日の提案が容易になるよう工夫が必要である。

(3) 特記事項（優良な取組等）

1. 教育環境については、保健師助産師看護師法「指定規則」に則して行われ、また、e テキストの導入や ITC 教育導入に向けて Wi-Fi、PC 環境を整備するなど学生のニーズに応じて適宜、学習環境が整備されている。
2. 毎年一回、函館歯科衛生士専門学校と本校と協力して合同避難訓練を行っている。

3. 感染症対策等は、学校全体として徹底し病院とも連携が取れているため、臨地実習中に病院で感染症が蔓延した際にも、早急な対応が行えており、学内の感染拡大の防止に努めている。

【項目 6】教育活動の基盤と改善・向上の取組

小項目	評価の基準	自己点検評価結果	エビデンス等
1 中期事業計画と財務基盤	①当該専修学校が策定している中長期的計画に、教育目的、教育目標の実現に向けた具体的な内容が位置付けられていること。	3	B-03 学校法人野又学園中期経営計画中期事業計画 B-04 学校法人野又学園経営改善計画書 D-01 理事会・評議員会議事録 D-02 所属長会議議事録
	②当該専修学校の教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していること。	2	A-05 北海道看護職員養成施設運営支援事業（実績報告書） A-06 函館市私立専修学校運営事業（実績報告書） B-05 事業報告書 B-08 資産目録 D-01 理事会議事録(貸借対照表資金収支計算書) D-01 理事会議事録（事業活動収支計画書）
2 学校運営	①学校運営の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること（職業教育に関するマネジメント(教育の企画・設計・運営等）における責任体制を含む)。	3	B-01 学校法人野又学園寄附行為 B-02 野又学園事務管理規程・組織図 C-02 学則・学則運用細則（学校運営に関する規定）（函館看護専門学校組織図） D-09 運営会議議事録
3 学校評価の実施と改善活動	①学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等外部からの意見を反映するなど、関連企業等団体、地域社会等からの意見を当該専修学校の運営やその改善・向上において活用していること。	3	A-03 北海道による実地指導調査報告資料（R 6 年度） D-05 カリキュラム編成会議議事録 D-06 教育課程編成委員会議事録 D-08 学校関係者評価委員会議事録 G-02 実習指導者会議議事録 K-04 就職者教育目標・社会人基礎力到達度調査結果
	①-2 特に職業実践専門課程においては、教育課程編成委員会を年２回以上開催していること。【注）職業実践専門課程】	3	D-06 教育課程編成委員会議事録（年二回実施）

	②学校評価を実施し結果及び改善状況についての情報を公表していること。	3	B-06 自己点検評価報告書 C-08 学校 HP D-06 教育課程編成委員会議事録 D-08 学校関係者評価委員会議事録
	③学校評価の結果に基づく改善への取組を組織的かつ継続的に行っていること。	3	B-03 学校法人野又学園中期経営計画 B-06 自己点検評価報告書 C-08 学校 HP
4 社会からの理解と情報の公表	①当該専修学校の教育活動、学修成果、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表していること。	3	B-06 自己点検評価報告書 C-08 学校 HP D-06 教育課程編成委員会議事録 D-08 学校関係者評価委員会議事録
	②教育目的・目標の達成状況や活動状況について関連する教育機関、産業界等をはじめ、社会全体からの理解を得るよう取組んでいること。	3	B-06 自己点検評価報告書 D-06 教育課程編成委員会議事録 D-08 学校関係者評価委員会議事録 K-05 地域ボランティア活動議事録 K-06 地域・在宅看護援助論の授業内の活動計画、成果発表資料 K-07 地域包括支援センターと共同し実施した認知症カフェ開催の企画会議議事録

(1) 状況説明

1. 中期事業計画と財務基盤

1-① 本学園では、毎年１０月に「所属長方針」を理事長に提出し、その上で本校の事業計画および予算を作成し理事会・評議員会の承認を受けている。また、3 年に 1 度の頻度で「学校法人野又学園中期経営計画」を策定しており、教育目的、教育目標の実現に向けた本校の課題および経営計画も具体的に記載している。令和 7 年度は、中期経営計画（令和 5 ～ 7 年度）の最終年度にあたる。加えて、5 年に 1 度の頻度で「学校法人野又学園経営改善計画」を策定しており、令和 6 年度が経営改善計画（令和 2 ～ 6 年度）の最終年度であったため、令和 7 年 3 月の評議員会・理事会において経営改善計画（令和 7 ～11 年度）を新たに策定している。

1-② 会計処理方法と財務状況についてだが、本校の会計は学校法人会計基準に基づき、学校法人野又学園経理規程で定めている通り行われている。経理事務は、本校の事務長が責任者となって法人本部と連携を取り進めている。法人全体で会計システムを導入しており、会計帳簿、決算書類等収支の状況を明らかにする書類は完備されている。また、監査法人による監査を定期的に加えて特定資産（固定資産として計上）を保有しており、借入金がないことから、経常的な

支出を賄えるだけの資金を保有している。また、入学金、授業料、実習費等の金額及び納期は入学試験要項等により募集の際に学生・保護者へ周知されている。また納付方法については入学手続きの段階で文書にて通知しており、入学後の在校生に対しても各年度当初に文書を送付し確認している。年度内での延納申し出は毎年数件あるが、年度を跨いでの延納や滞納は見受けられない。

平成３０年度より、学費の納入時期の見直しを行った。従前は学期開始時点で納入していたが、学期開始の前月に納入するよう変更を行った。その後も理事会に上程し、平成４年度入学生、平成８年度入学生と段階的に学費の改定を行っている。（本校の学費は市内では高いものの、全国的に見ればまだ低いので、物価高騰や人件費上昇を見据えて、今後もタイミングを見て改定する。（表 14【令和８年度入学生学費改定】参照）

本校は北海道の「看護師養成所事業」、函館市の「私立専修学校運営事業」としての補助を受けており、金額は以下に示す。いずれの補助金も安定的に受けることができており、教育環境の充実や学生の学費負担軽減に役立てているが、看護師養成所の運営は財政的に余裕がなく、なお一層の増額を期待している。また、平成２９年度には校舎の増築に関係して「平成２９年度看護師等養成所施設整備事業」の補助金も受給した。

2. 学校運営

本校は、学校法人の一校として位置づけられ、法人および学校運営の組織体制は整備されおり理事会・評議員会の設置、「学校法人寄附行為」および理事会や評議員をはじめとする各会議体の運営規則も整備され、運営の基盤となっている。学校運営においても、法令等を遵守しているが、本校に関連する法令としては以下に記載する。

1.学校教育法　2.教育基本法　3.私立学校法　4.学校法人会計基準
5.学校保健安全法　6.専修学校設置基準　7.保健師助産師看護師法
8.保健師助産師看護師学校養成所指定規則　9.看護師養成所の運営に関するガイドライン

本校においては、上記法令に則り学則を定め、学校運営責任者、組織図、教職員の各役割についても校務分掌で示され遂行されている。また各種規定、各係の業務マニュアルについても作成し、適切な運営がなされるよう整備されている。本校の規定は、「函館看護専門学校学則」を基本として、「函館看護専門学校運用細則」にて教務や学校運営に関することを定めている。就業規則については、「野又学園就業規則管理規定」の標準作成例をもとに作成され、教職員の実態や要望を取り入れて適切に運用されている。教職員の勤務時間や出勤、休暇、出張の労務管理は、ワークフローを用いて管理されている。

また、「函館看護専門学校ハラスメント防止規定」においてはハラスメントを具体的にガイドラインとして示すことを定めている。令和８年 10 月１日から、企業等にはカスタマーハラスメント防止のため、雇用管理上、必要な措置を講じることが義務付けられることになり、本校においても令和８月２月に「ハラスメント防止に関する規定」を改訂し、教職員が働きやすい環境づくりに努めている。

3. 学校評価の実施と改善活動

3-① 本校は、令和２年３月に認可職業実践専門課程として認定されているが、認可に必要な学校関係者評価として「学校関係者評価委員会」は年１回実施し、教育理念、目的及び目標等も周知・評価を得る機会を設けている。その評価に関しては、学校ホームページ上に公開している。また、令和４年度のカリキュラム改変前には、就職後２年目の卒業生・就職先の看護部長・指導者を対象に、卒業後の「教育目標到達度」、「社会人基礎力」を調査・分析し、新たな

教育目標を策定の際にも到達度評価のご意見を参考にし、コミュニケーション能力やストレスコーピング能力、自主性を向上するための科目を新規開設するなどカリキュラムに反映させた実績がある。

3-② また主に就職先や臨地実習先の看護部長、看護協会有識者からなる教育課程編成委員会は、令和７年度に２回実施しており、教育課程について外部の有識者からの意見をいただき、教員にフィードバックし実習指導等に反映している。

・令和３年６月１日『卒業後の教育目標到達度調査』実施、次回令和８年６月実施予定

・令和７年８月２５日、令和８年３月２６日　『教育課程編成委員会』実施

・令和８年３月１９日　『令和７年度学校関係者評価委員会』実施

【学校運営・教育活動の情報公開】

学校法人野又学園ホームページにて、自己点検評価報告書（本書）も公開されており、学生数などの基本情報、教育情報（退学率や就職率など)、教育活動内容、国家試験取得状況等の学修成果等の学校運営の状況についても情報を公開している。また、関連施設（実習・就職先病院）にも会議等で教育目的・目標の達成状況を報告し、実習指導、就職後の支援等についても協力を得ている。また、本校のカリキュラム内には、地域包括支援センターと協同し学校を開放して行う『オレンジカフェ（認知症カフェ)』や地域の自助・互助・共助を学ぶ『地域フィールドワーク』、『離島フィールドワーク』等の科目が多く配当されているため、学校の取り組みについては、御協力いただいている町会や民生委員、子育てサロン、企業や施設など地域住民の方々にも周知する機会が多い。

表 14【令和８年度入学生学費改定】

	改定前	改定後
入学金	200,000 円	200,000 円
授業料（1 年間）	800,000 円	860,000 円
実習費（１年間）	120,000 円	120,000 円
総納付額	1,120,000 円	1,180,000 円

表 15【本校が受けている補助金】

名称	所管官庁
看護師養成所運営事業	北海道
私立専修学校運営事業	函館市

(2) 課題及び今後の改善方策

1. 就職後二年目の卒業生、就職先への「卒業生の教育目標到達度調査」を実施したが、定期的な実施体制としては十分に確立されていない。そのため、関係機関との連携を一層強化し、社会的ニーズに対応した人材育成を行うためにも、教育目標の達成状況を定期的に評価し、その結果を教育目標およびカリキュラム改善に反映させていくことが今後の課題である。
2. 看護師養成所は人件費の負担が大きく、定員割れの状況があり、経常収支のバランスが取れていない状況である。長期的に学費の見直しや事務経費の削減などを行っていく必要がある。
3. 看護師養成所を取り巻く環境は変化しており、物事の判断においては法令・規定を確認し、必要に応じて既定の見直しを行っていく。

(3) 特記事項（優良な取組等）

1. 本校は学校法人が設置した専門学校で関連病院が無いが、函館市内・近郊の病院からの多くの御協力が得られ評価を得ることができ、広い視野で物事を捉えられ、教育活動に繋げることができている。
2. 地域貢献の理念を元にカリキュラムが組まれており、地域住民の方々と触れ合える機会が多く、学校・教育活動を広く周知する機会が得られている。

エビデンス一覧

記号	資料名
A　法令・設置基準・行政報告	
01	保健師助産師看護師学校養成所指定規則
02	保健師助産師看護師法施行令第 14 条報告
03	北海道による実地指導調査報告資料（R６年度）
04	学校基本調査
05	北海道看護職員養成施設運営支援事業（実績報告書）
06	函館市私立専修学校運営事業（実績報告書）
07	施設の改築、改修等や設備の更新等の計画及び実施がわかる資料（北海道への提出書類）
B　法人運営・経営計画・財務	
01	学校法人野又学園寄附行為
02	野又学園事務管理規程・組織図
03	学校法人野又学園中期経営計画（R5～7 年度）
04	学校法人野又学園経営改善計画書（R7～11 年度）
05	事業報告書
06	自己点検評価報告書
07	学費台帳（学費の減免・分割・納入等に関する資料）
08	資産目録
C　学校理念・基本規程・運営	
01	学園訓
02	学則・学則運用細則
03	GPA 制度に関する規定
04	校務分掌・分野別教員担当表
05	行事担当表
06	事例担当表
07	各係計画表、まとめ
08	学校 HP
D　各種会議録	
01	理事会・評議員会議事録
02	所属長会議議事録
03	入試判定会議資料
04	卒業認定会議資料、議事録
05	カリキュラム編成会議議事録
06	教育課程編成委員会議事録
07	教務会議議事録
08	学校関係者評価委員会議事録
09	運営会議議事録
10	日本看護学校施設協議会会議資料
11	北海道看護施設協議会会議録
12	渡島桧山地区会研修会資料
E　入試選抜・入学前教育	
01	アドミッションポリシー

02	入試規定（学則・細則）
03	入学試験実施要項
04	入学者選考基準
05	入試面接評価表
06	入学前スクーリング資料
07	課題ワークブック（入学前）
F　教育課程・授業運営・教材	
01	教育目的（ディプロマポリシー）
02	シラバス
03	カリキュラムマップ
04	教材一覧
05	時間割（使用教室確認）
06	教務日誌
07	e テキスト
08	アーカイブ配信中の本校オリジナル学習動画
G　臨地実習運営	
01	実習要綱
02	実習指導者会議議事録
03	実習指導者交流会要項
04	実習技術経験録
H　学生支援・保健・奨学金	
01	学校保健計画書（健康係）
02	医務執務記録（学校医）
03	健康診断、予防接種案内
04	健康診断記録
05	入学ガイダンス資料
06	学生面談記録
07	相談窓口職員のメールアドレス（学生掲示板）
08	修学支援制度説明書・確認申請書
09	奨学金管理台帳一覧
10	病院奨学金案内資料
I　成績・国家試験・進路実績	
01	看護師国家試験合格率
02	看護師国家試験合格者リスト
03	学年末試験結果
04	GPA 状況
05	就職・進学先一覧表
06	就職説明資料
07	就職者面談記録（副校長）
08	国家試験対策アプリ「看パス」による学習到達度、取り組み状況の把握
J　教職員管理・FD・研究	
01	教員資格認定証
02	教員ラダー、教員目標面談

03	教員オリエンテーション資料
04	私学研究紀要
K　アンケート・外部連携	
01	実習指導者交流会アンケート
02	卒業時アンケート
03	授業アンケート集計・授業評価
04	就職者教育目標・社会人基礎力到達度調査結果
05	地域ボランティア活動議事録
06	地域・在宅看護援助論の授業内の活動計画、成果発表資料
07	地域包括支援センターと共同し実施した認知症カフェ開催の企画会議議事録
L　防災管理・施設設備・図書管理	
01	学校法人野又学園「危機管理規程」
02	火災時避難訓練マニュアル
03	危機管理マニュアル
04	防災訓練実施要項
05	校舎平面図
06	各種設備、機器備品一覧表及び点検表（物品管理表）
07	各種設備の定期点検票（各業者報告書）
08	日常点検チェック表（警備日報）
09	電気設備点検記録報告書（毎月）
10	施設、設備の点検・補修計画書
11	図書規定（学則）
12	図書台帳
13	図書貸出台帳（PC）